議事要旨(2) 無形資産専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、現在専門委員会では、年内に論点整理を公表することを目標として、検討が行われている旨の報告がなされた。

引き続き吉田専門研究員より、国際財務報告基準書（IFRS）を採用している企業の研究開発費の会計処理について、事例分析の説明がなされた。

・ 社内で発生した開発費の会計処理について、調査した大手製薬会社の多くが、新薬認可のプロセスに特有の重大な不確実性を理由として、認可の前に発生した全ての研究開発費を費用として処理している一方、調査した大手自動車会社では、関連する車両の製造あるいは構成部品の生産開始時点までの開発費（研究開発支出額合計の概ね4割から5割）をIAS第38号「無形資産」に基づき、資産化していた。

・ 単独で取得された研究開発費の取扱いについて、ある製薬会社の例では、当局からの認可前に第三者から取得した薬品に対する権利を無形資産として認識し、当局の認可が下りた日から使用可能年数にわたって定額法により償却していた。また、研究開発契約に基づく技術やデータベースへのアクセスにかかる支払や、後発品の購入のための支払等も資産計上していた。

・ 企業結合等により取得した仕掛研究開発費の取扱いについて、ある製薬会社の例では、合理的に測定可能なものは、のれんと区別して識別し、IFRS第3号「企業結合」に基づき、無形資産として計上していた。また、規制当局より認可が下りた日から使用可能年数にわたって定額法により償却していた。

説明の後、委員からの発言は次のようなものであった。

・ 事例によりIFRSを採用する企業の社内で発生した開発費の会計処理は、業界によって大きく異なることが分かった。仮に我が国で現行の基準を見直すことになった場合、IFRS を採用する企業との比較可能性が十分に担保できる基準を開発すべきである。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。